

論点3 不動産協力店登録制度の在り方について

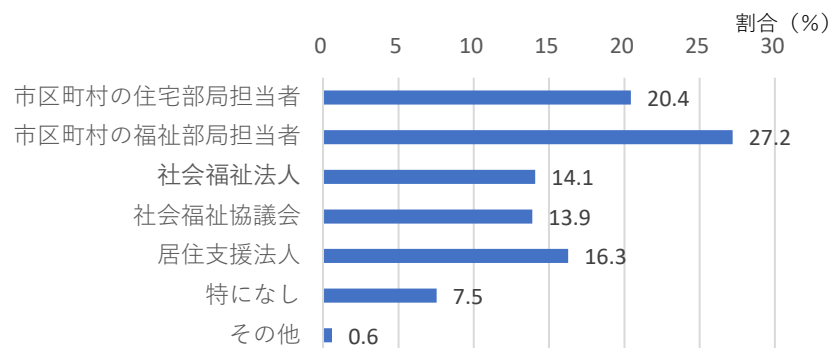
大阪府独自の取組として、不動産関係団体等の協力のもと、セーフティネット住宅の紹介など住宅確保要配慮者の住まい探し相談に応じる不動産店を協力店として指定。（R6年度末：659店）
協力店のうち、市役所等で行われる住まい探し相談会において、出張相談に応じるなど、特に積極的な相談対応等に取り組む不動産店を相談協力店として指定。（R6年度末：23店）

○不動産協力店へのアンケート調査（R7.1実施）

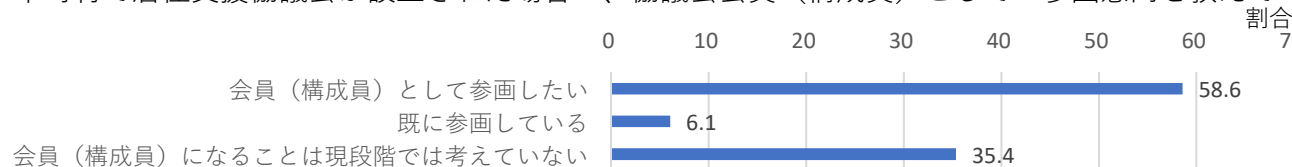
①住宅確保要配慮者から住まい探し相談について、
どなたから相談を受けますか？



②今後、住まい探し相談を円滑に進めるために連携したいと思う、
居住支援を行う団体の種類を教えてください。



③所在の市町村で居住支援協議会が設立された場合の、協議会会員（構成員）としての参画意向を教えてください。



【その他意見】

- ・居住支援法人と受け入れ業者の連携の強化とともに受け入れ後の受け入れ業者への支援も強化（強化検討）してほしい。
- ・連携を強化し住宅確保要配慮者の支援をやりやすくしたいので、役所の悩みや現場の声をもっと聞きたい。

○不動産協力店のアンケート結果より

- ・不動産協力店から市区町村（住宅部局・福祉部局）との連携を求める声が多い
- ・市町村での居住支援協議会が設立された場合の会員（構成員）としての参加意欲も一定ある

■市町村での不動産協力店との連携事例

《茨木市の住まい探し相談会の事例》



住まい探し相談会

※市営住宅や府営住宅の斡旋はしていません。

高齢、障害があるからなどの理由で、民間賃貸住宅の住まい探しに困っていませんか。
茨木市・大阪府の職員と不動産業者が、民間賃貸住宅探しに助ける相談に応じます。

日時・場所等
日時：令和7年
6月30日（月）
13時～17時
会場：茨木市役所 南館8階会議室
定員：8組 ※要予約
（1組40分程度）
参加費：無料
◆申込先◆
茨木市 居住政策課（南館5階）
TEL：072-655-2755
電子申込：
メール：houshiseisaku@city.ibaraki.lg.jp

申込方法
電話、電子申込、メールまたは居住政策課窓口にてお申込みください。
申込期間：令和7年
6月2日（月）から
6月16日（月）まで

※申込みの際に、希望条件等に関する資料をお送りします。メールでお申込みの方は裏面の申込書の内容を送信してください。
※申込時点で参加確定ではありません。
後日、お願いただく時間を改めてご連絡いたします。

主催：茨木市・大阪府・Osakaあんしん住まい推進協議会



府登録の不動産協力店による住まい探しの相談

《府による不動産協力店との市をつないだ事例》

- ・Osakaあんしん住まい推進協議会の専門員による不動産協力店等への個別訪問に市職員が同行し不動産協力店と市とのつながりができた

【大阪府の考え方（案）】

- ・住宅確保要配慮者の住まいの相談に応じる不動産店である協力店の登録や、協力店のうち特に積極的に相談対応等に取り組む相談協力店の指定については引き続き、不動産関係団体等と連携しながら積極的に推進
- ・市役所等で行われる住まい探し相談会等を積極的に開催するよう市町村へ働きかけるなど、協力店や相談協力店が活躍する場を引き続き提供
- ・不動産協力店の登録制度など、大阪府が持つ不動産事業者とのつながりを活かし、不動産協力店の**市町村居住支援協議会への参加や協議会活動への協力などの働きかけ**を不動産関係団体等と連携しながら行う